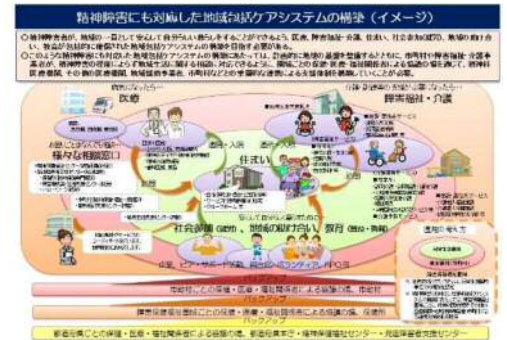


精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置について

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。（厚生労働省 HP より）

精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが、平成29年2月「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において明確にされた。



○今後の予定

地域生活支援拠点整備PT

- ・ 精神事業所連合会
- ・ 雑司谷施設
- ・ 施設・就労支援 G

精神保健アウトリーチ支援チーム

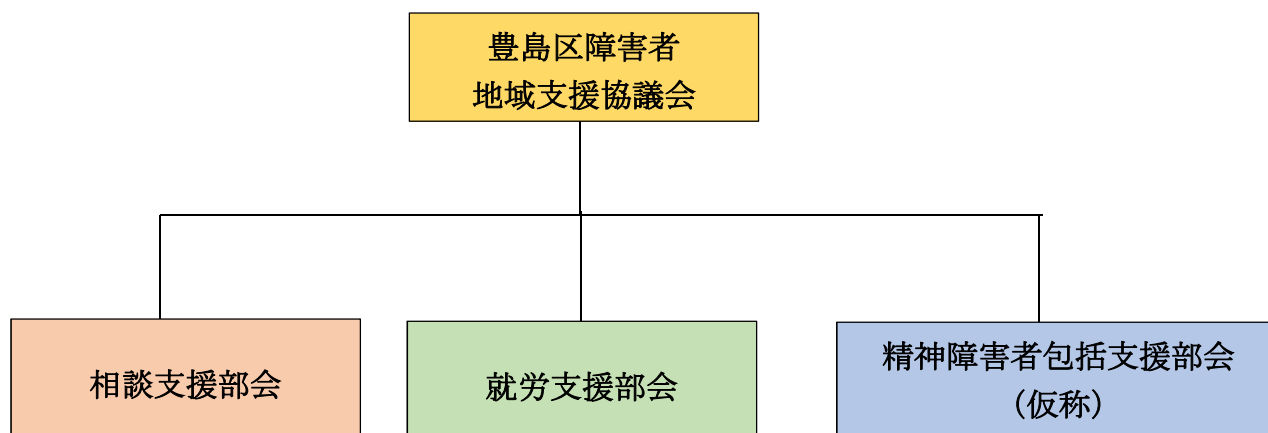
- ・ 精神保健福祉士等
- ・ 精神科医
- ・ 健康推進課（保健所）

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」
（精神障害者包括支援部会（仮称））

へと発展

既存の会議体である地域生活支援拠点整備 PT（障害福祉課）と精神保健アウトリーチ支援チーム（保健所）を発展的に統合し、地域支援協議会 3 つ目の部会（精神障害者包括支援部会（仮称））として設置することにより、包括体制の整備を進める中心的な役割を担う。

【地域支援協議会 イメージ図】



☆現在の「相談支援部会」「就労支援部会」に加え、「精神障害者包括支援部会（仮称）」を設置する。

☆従来の支援部会の役割については変わらず、新部会は「精神障害にも対応した包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」としての役割を持つ。